

理 由

環境影響評価法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、環境影響評価の対象事業として地域自主戦略交付金、沖縄振興自主戦略交付金及び社会資本整備総合交付金の交付の対象となる事業を定める等の必要があるからである。